

浦添墓地公園

浦添市施設型共同墓 募集要項



施設型共同墓

施設型共同墓は、納骨室と合葬室を備えた新しい形態の公営墓です。建物自体が一つの大きなお墓となっており、市が将来にわたって管理していきます。

○納骨室

焼骨を合葬室へ共同埋蔵する前に6年間、12年間又は32年間、納骨壇へ埋蔵する施設です。

1体用納骨壇・2体用納骨壇の2種類があります。

○合葬室

多くの焼骨を共同で埋蔵する施設です。要件を満たせば生前に申し込むことも可能です。

1 浦添市施設型共同墓の概要

主な施設

(1) 納骨室

納骨室とは、合葬室に共同埋蔵される前に使用許可を受けた日から6年間（7回忌）、12年間（13回忌）又は32年間（33回忌）を納骨壇（ロッカー式）に埋蔵する施設です。その使用期間が経過すると市によって合葬室へ共同埋蔵されます。

納骨壇は、1体用納骨壇及び2体用納骨壇の2種類があります。

2体用納骨壇については、1つの焼骨を埋蔵することで、将来ご自分のために確保しておくこともできます。ただし、使用期間は許可を受けた日からとなります。

※納骨室への入室は、納骨時以外できません。

※合葬室に埋蔵された焼骨は、返還することができません。

区 分	使用料金	
1体用 納骨壇	6年	56,000円
	12年	80,000円
	32年	160,000円
2体用 納骨壇	6年	98,000円
	12年	138,000円
	32年	265,000円

※使用料金には、合葬室使用料金も含まれています。

※浦添市墓園の一般墓地を返還する場合、使用料金を減免できる場合があります。

(2) 合葬室

合葬室とは、複数の焼骨を共同で埋蔵する施設です。骨壺でお預かりした焼骨を麻袋等に移し、合葬室に埋蔵します。合葬後は、永代にわたり市が管理します。

生前（65歳以上）に、自己の焼骨の埋蔵を目的として申し込むことができます。

※合葬室への入室はできません。

※合葬室に埋蔵された焼骨は返還することができません。

※申請する方が生活保護法の規定による扶助を受けている場合、減免できる場合があります。

区 分	使用料金
焼骨を所持している場合	30,000円
生前予約	30,000円

2 申込資格

(1) 納骨室

次のア～カの全てに該当する者

- ア 浦添市に住民登録のある者、または死亡時において浦添市民であった者の焼骨を埋蔵しようとする者
- イ 祭祀を主宰する者
- ウ 焼骨を所持している者
- エ 使用許可を受けた日から1年以内に焼骨を埋蔵できる者(生前予約は除く。)
- オ 6年、12年又は32年の使用期間満了後、合葬室に共同埋蔵されることに同意できる者
- カ 2体用納骨壇の申込みは、焼骨を1体又は2体所持している者
(ただし、納骨壇の使用期間は、使用許可を受けた日からとなります。)

(2) 合葬室

次のア、イの全てに該当する方

- ア (1)のア～エの全てに該当する者
- イ 合葬室へ共同埋蔵することに同意できる者

★生前予約について

合葬室及び2体用納骨壇(焼骨を1体埋蔵する者に限る。)については、次のア～エの要件を満たす者であれば、生前に申し込みすることができます。

- ア 浦添市に住民登録のある者
- イ 自己の焼骨の埋蔵を目的とする者
- ウ 申請時の年齢が65歳以上の者(合葬室)
- エ 合葬室に共同埋蔵することに同意できる者



(共同参拝所)

3 埋蔵できる焼骨の範囲

原則、申込者と焼骨が次のいずれかの関係にあること。

- ア 本人(生前予約に限る。)
- イ 配偶者(妻、夫又は事実上の婚姻関係を含む。)
- ウ 血族3親等以内(父母、祖父母、子、孫、曾祖父母、ひ孫、兄弟姉妹、おじ、おば、おい、めい)
- エ 姻族2親等以内(配偶者の父母、子、兄弟姉妹、祖父母、孫)
- オ 養父母、養子

4 使用許可申請

(1) 申請時に必要な書類

ア 納骨室及び合葬室

- ・ 浦添市墓園施設使用許可申請書（7ページ）

- ・ 合葬に関する誓約書（8ページ）

- ・ 住民票 ※本籍地記載

※申請者が市外在住の場合は焼骨の方の住民票（もしくは戸籍の附票）も必要となります。

- ・ 戸籍謄本

※申請者と焼骨の関係が戸籍等で確認できない場合は、他に添付書類が必要な場合があります。（改製原戸籍、除籍謄本等）

- ・ 火葬許可証 又は 改葬許可証（納骨までに必ず提出が必要となります）

※焼骨をお墓や納骨堂から移動する場合は「改葬許可証」等が必要です。

- ・ その他必要と認める書類

イ 合葬室（生前予約）

- ・ 浦添市墓園施設使用許可申請書（7ページ）

- ・ 合葬に関する誓約書（8ページ）

- ・ 住民票 ※本籍地記載

- ・ 申請者の戸籍謄本

- ・ その他必要と認める書類



5 申請のながれ

使用申請

◎申請書に必要書類を添えて、環境保全課まで提出してください。

使用料納付

◎申込資格等について審査し、特に問題なく許可が見込まれる場合、使用料金の納付書を発行します。指定された期限内に納付してください。
◎申込資格又は条件等に該当しないと判明したときは、使用申請を許可しない場合があります。

許可証交付

◎環境保全課の窓口に、銀行等で納付した使用料金の領収書の提示又は、コピーを提出してください。使用料金の納付を確認し許可証を交付いたします。
◎使用期間の始期（開始）は許可日からとなります。
◎使用許可証は、大切に保管してください。
◎申込資格又は条件等に該当しないと判明したときは、使用許可を取消すことがあります。

使用開始

◎納骨法要などで個別参拝室の利用ができます。先着順になりますので、遅くとも使用希望日の2日前（土・日、祝日除く）までに空き状況を環境保全課へ電話等で確認の上、予約されるようお願いいたします。

注意事項

- 1 同一焼骨による複数の申込みはできません。複数の申込みがあった場合は、全て無効といたします。
- 2 申込資格及び申込内容が不適合な場合は、申込みを取り消しいたします。
- 3 納骨室及び合葬室には、焼骨及びこれに準ずるものが埋蔵できます。

※位牌等は埋蔵できません。

- 4 納骨室に埋蔵できる容器（骨壺）の規格は次のとおりです。

(1) 規格

納骨壇
幅 26 cm以下
奥行き 26 cm以下
高さ 33 cm以下



(1体用納骨壇)



(2体用納骨壇)

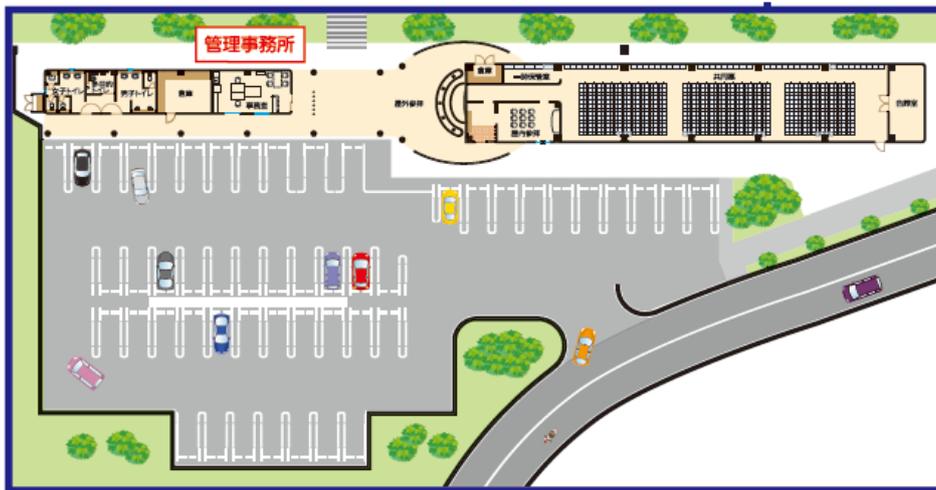


(納骨室)

- (2) 材質は、陶磁器等で骨箱、骨覆等の外装を施してないこと。
- (3) 合葬室には、焼骨のみを埋葬し、容器（骨壺）は返還いたしません。

- 5 納骨室の納骨壇の位置は、市が決定します。
- 6 納骨室へは、納骨のとき以外立ち入ることはできません。
- 7 合葬室へは、立ち入ることはできません。
- 8 合葬室に埋蔵された焼骨は、返還することはできません。
- 9 納骨壇前での参拝はできません。屋外共同参拝所をご利用ください。
※納骨法要等に利用できる参拝室があります。(要予約)
- 10 4月の清明祭時は駐車場が大変混み合います。混雑が予想される日は避けて頂く等のご協力をお願いします。(※清明祭時でも第3、第4日曜日以外は比較的空いています。)

浦添市施設型共同墓案内図



開館時間▶9:00～17:00
休業日▶月曜日(祝日の場合は翌日)、12/29～1/3

お問い合わせ

〒901-2501 浦添市安波茶1丁目1番1号 浦添市役所本庁舎5階
浦添市 市民部 環境保全課 環境保全係
TEL 098-876-1234(内線3215) FAX 098-876-9467

浦添市施設型共同墓

住所 浦添市仲間2丁目54番1号 TEL・FAX 098-879-6340(管理事務所)

誓約書

年 月 日付けで申請した浦添市施設型共同墓の使用について、本施設の使用に関しての条件、注意事項の説明を受け、承諾致しました。

特に合葬する焼骨は、骨壺から納骨袋に移し替え、他の焼骨とともに積み重ねていくため、その後の返還等には応じられない旨については、理解しております。

よって、本施設へ焼骨を埋蔵後、関係人から異議申し立てがあった場合は、当方で一切の責任を持ち対応することを誓約致します。

浦添市長 様

年 月 日

住所 _____

氏名 _____ 印

埋蔵予定者名、 申請者との続柄 及び焼骨区分	氏名		続柄		<input type="checkbox"/> 焼 骨 <input type="checkbox"/> 生 前
	氏名		続柄		<input type="checkbox"/> 焼 骨 <input type="checkbox"/> 生 前